

エコアクション21ロゴマーク使用規程

一般財団法人 持続性推進機構

平成23年10月 1日制定

1. 総則

1.1 目的

この規程は、エコアクション21認証・登録制度実施要領1.5項に基づき、エコアクション21の認証・登録を受けた認証・登録事業者、認定を受けたエコアクション21審査人、認定を受けたエコアクション21地域事務局及び委嘱を受けたエコアクション21参与（以下「関係者」という。）がエコアクション21ロゴマーク（以下「EA21ロゴマーク」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めます。

1.2 EA21ロゴマークの使用

関係者は、EA21ロゴマークを本規程に基づき使用することができます。

1.3 EA21ロゴマークの使用方法

関係者は、EA21ロゴマークの使用にあたっては、別添の「エコアクション21ロゴマーク使用の手引」を必ず遵守してください。

2. 認証・登録事業者のEA21ロゴマークの使用

2.1 使用期間

エコアクション21認証・登録事業者のEA21ロゴマークの使用期間は、認証・登録証に記載された認証・登録日から2年間とします。その後更新審査を受審し、認証・登録が更新されなければ、継続してEA21ロゴマークを使用することはできません。

2.2 認証・登録番号の表示

認証・登録事業者は、認証・登録証に記載されている認証・登録番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

2.3 「食品リサイクル優良事業者」の標記

「エコアクション21-食品関連事業者認証・登録制度」（平成20年4月より開始）における認

証・登録事業者は、「エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン」に基づき、食品リサイクルと環境への取組を行った食品リサイクル優良事業者として認証・登録されます。認証・登録事業者は、「食品リサイクル優良事業者」をEA21ロゴマークの上段に標記することができます。

2. 4 条件

使用にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- 1) 認証・登録事業者はEA21ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) 認証取得について、新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証・登録範囲（認証・登録証に明記されています）について明示し、誤解が生じないように配慮しなければなりません。
- 3) EA21ロゴマークは、認証・登録の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド、社員の名刺等に表示することはできますが、製品自体又はその包装にロゴマークを付けることはできません。
- 4) 組織の一部が認証を取得している場合、組織全体が認証取得しているものと誤解を招かないよう配慮しなければなりません。
- 5) 名刺に使用する場合は、認証・登録組織・サイトに所属し、登録活動範囲の業務に従事している者のみが使用できます。

3. 審査人及び参与のEA21ロゴマークの使用

3. 1 使用期間

エコアクション21審査人及びエコアクション21参与のEA21ロゴマークの使用期間は、審査人は認定・登録後から3年間、参与は委嘱承諾から3年間とします。審査人はエコアクション21認証・登録制度実施要領3.7項で規定する審査人資格の更新がなされない場合は、継続してEA21ロゴマーク使用することはできません。

3. 2 認定・登録番号の表示

審査人及び参与は、審査人番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

3. 3 条件

使用にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- 1) 審査人及び参与はEA21ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) EA21ロゴマークは、自らのパンフレット、レターヘッド、名刺等に表示することができます。

4. 地域事務局のEA21ロゴマークの使用

4. 1 使用期間

エコアクション21地域事務局はEA21ロゴマークを地域事務局としての認定期間中、使用することができます。地域事務局はエコアクション21認証・登録制度実施要領4-6項で規定する地域事務局認定の更新がなされない場合は、継続してEA21ロゴマークを使用することはできません。

4. 2 地域事務局登録番号の表示

地域事務局は地域事務局番号をEA21ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

4. 3 条件

使用にあたっては、以下の条件を遵守してください。

- 1) 地域事務局はEA21ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) EA21ロゴマークは、地域事務局のパンフレット、レターヘッド、また登録した事務局員の名刺等に表示することができます。

5. EA21ロゴマーク使用状況等の調査

中央事務局は、関係者に対して、EA21ロゴマークの使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

6. EA21ロゴマークの不正使用への対応

中央事務局は、EA21ロゴマークが、関係者により本規程及び「エコアクション21ロゴマーク使用の手引」に違反し、又は不正に使用された場合には、認証・登録事業者の認証・登録取り消し、審査人の認定取り消し、参与の委嘱取り消し、地域事務局の認定取り消しを行うほか、必要な法的措置をとることができます。

エコアクション21ロゴマーク使用の手引

一般財団法人 持続性推進機構

平成23年10月 1日制定

1. エコアクション21ロゴマークの使い方

- ①エコアクション21ロゴマーク（以下「EA21 ロゴマーク」という。）は、下図の基本デザインを縮小または拡大して使用してください。



- ②EA21 ロゴマークの楕円内部はヌキに、他の部分は黒ベタにしてください。黒ベタの部分の標準色はDIC/F279（C（シアン）100%、M（マゼンダ）.35%、Y（イエロー）100%、B（ブラック）0%：R（レッド）.0、G（グリーン）.90%、B（ブルー）35%）ですので、できる限りこの色を使うようにしてください（図1参照）。
- ③地色の上にEA21 ロゴマークを載せる場合には、ヌキの部分に地色が出て差し支えありません（図2参照）。
- ④濃い背景色上で使用する場合、EA21 ロゴマークを白抜きにして使用することもできます（図3参照）。
- ⑤EA21 ロゴマーク全体をさらに正方形などで囲むことはできません（図4参照）。
- ⑥EA21 ロゴマークを縮小して使用する場合には、使用最小サイズを厳守し、マーク縦横比を変えないでください。使用最小サイズは、EA21 ロゴマークの幅14mm、認証・登録番号は4.2ポイント、6級以上とします（図5参照）。
- ⑦EA21 ロゴマークを相互に直結させ、パターンとして利用する、EA21 ロゴマークの色を変える、EA21 ロゴマークを回転させるなどの使い方はできません（使用禁止例参照）。

図1



	ブラック	マーク部分
印刷カラーチップ		DIC/F279(フランスの伝統色)
分解色(CMYK)	BL100%	C100% M35% Y100% B0%
分解色(RGB)	R 0 G 0 B 0	R 0 G 90 B 35

※分解色の指定は、あくまでも目安であり、これを基準としてできる限りカラーチップに近付けてください。



使用禁止例



2. EA21ロゴマーク下段の認証・登録番号、審査人番号及び地域事務局登録番号の表示について

①EA21 ロゴマーク下段に表示しなくてはならない認証・登録番号（認証・登録事業者）・審査人番号（審査人及び参与）・地域事務局番号（地域事務局）（以下「登録番号」という。）は、必ずEA21 ロゴマークと一緒に使用してください。

②登録番号の表示は、原則として、下記の図を参考にしてください。



登録番号は EA21 ロゴマークの下に配置し、全ての要素が幅 1.38a と同じ高さ以内に納まるように表示します。ただし、EA21 ロゴマークの幅を越える文字サイズでの表示は禁止します。

③書体は、「M 中ゴシック BBB」を使用してください。ただし、「M 中ゴシック BBB」を使用できない場合、「見出しゴ MB31」、「MS ゴシック」のいずれかを使用してください。

④表示色は、墨（ブラック）100%を使用してください。

3. 問い合わせ先

EA21 ロゴマークの使用又は表示についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

エコアクション21 中央事務局

一般財団法人 持続性推進機構（IPSuS）

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18 4階

TEL : 03-6418-0370 FAX : 03-6418-0380

E-mail : cfs@ea21.jp URL : <http://www.ea21.jp>

認証・登録事業者、審査人・参与、地域事務局の
エコアクション21ロゴマーク使用例

<認証・登録事業者>



エコアクション21
認証・登録番号 0000000
(半角数字 7 桁)

<審査人・参与>



エコアクション21
審査人 000000
(半角数字 6 桁)

<地域事務局>



エコアクション21
地域事務局 1-000
(1-の後に半角数字 3 桁)